

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年5月7日（土） 08時30分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市小網代沖 三浦市所在の諸磯埼灯台から真方位328° 1,200m付近 （概位 北緯35° 09.9′ 東経139° 36.0′）
事故調査の経過	平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート TARO、5トン未満 281-37690埼玉、個人所有 3.36m (Lr) × 1.44m × 0.69m、FRP ガソリン機関（船外機）、13.20kW、平成12年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年8月9日 免許証交付日 平成21年10月15日 （平成26年10月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船外機及び計器等が水没により濡損、船外機のキャビテーションプレート破損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同僚1人を乗せ、いか釣りをするため、平成23年5月7日08時00分ごろ三浦市三戸浜の海岸を出航し、08時10分ごろ小網代沖の釣り場に到着した。</p> <p>船長は、釣り場に到着してから2回ほど仕掛けを投入したが、釣果がなかったので仕掛けを上げ、約2ノット（kn）の速力で西北西進しながら魚群探知機によりイカを探索していたところ、08時30分ごろ、突然、船底を持ち上げられたような感じがして左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同僚は、海に投げ出されて浮いていたところ、近くで釣りをしていた遊漁船に救助された。</p> <p>本船は、引き起こされて同遊漁船に小網代所在のマリーナまでえい航され、同マリーナに引き上げられた。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び同僚は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、釣り場周辺海域に約30～40隻の釣り船がいたことから、周囲に注意しながら航行していたが、大波、引き波等も視認しておらず、漂流物等との衝突による衝撃も感じなかった。</p> <p>本船は、遊漁船にマリナーまでえい航されているとき転覆するようなことはなかった。</p> <p>船長は、本船の船外機のキャビテーションプレート部にハイドロフォイルスタビライザー（キャビテーションプレートに穴を開け、4本のボルトで固定された航走時のトリムを調整する装置、以下「スタビライザー」という。）を取り付けていたが、本事故発生後、マリナーに上架した際、同プレートの左舷側が破断しており、スタビライザーの左側に上下の遊びが生じているのを確認した。</p> <p>本船のスタビライザーは、船外機の出力に対してスタビライザー製造会社が指定したサイズ（1.5～20馬力用）より大きいもの（30馬力～365馬力用）であった。</p> <p>スタビライザー製造会社によれば、スタビライザーは、損傷の有無にかかわらずポートを転覆させるようなことはないとのことであった。</p> <p>船外機製造会社によれば、キャビテーションプレートは、スタビライザーの取付けを想定して構造設計している訳ではないとのことであった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし 不明 なし</p> <p>本船は、小網代沖を約2knの速力で西北西進中、左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、外的な作用を受けた形跡がなく転覆したことから、転覆に至った要因を明らかにすることはできなかった。</p> <p>なお、本船が船底を持ち上げられたようになり左舷側に転覆した事象とスタビライザーの左舷側の損傷との関連については、本船の速力が約2knであったこと、えい航中に転覆しなかったこと、及びスタビライザーメーカーの見解から、薄いものと考えられるが、明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小網代沖を約2knの速力で西北西進中、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>